

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年6月19日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成27年4月21日
東部林業事務所	〃
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	平成27年4月23日
環境管理課	〃
みどり保全課	〃
みどり整備課	平成27年4月24日
森林センター	〃
環境政策課	〃
西部林業事務所	平成27年5月25日
直島環境センター	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 行政財産の目的外使用料について、使用開始日までに徴収していないものがあつた。(みどり保全課)

(イ) 業務委託契約に基づく代理納付に係る歳入の調定が6か月以上遅延していた。(環境政策課)

イ 支出について

(ア) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力を誤ったため、返納を要するものがあつた。(環境保健研究センター)

(イ) 物品の購入について、予定価格が50万円を超え100万円以下の随意契約をしようとする場合は、3人以上の者から見積書を徴収し、かつ、契約書を作成する必要がある。(直島環

境センター)

ウ 契約について

(ア) 業務委託契約において、業務内容を記載した仕様書が契約書に添付されていないものがあつた。(環境管理課)

(イ) 随意契約で提出された見積書については、その内容が仕様書に合致していることを確認する必要がある。(森林センター)

エ 財産について

(ア) 団体が使用している県有備品について、物品貸付契約を締結せず、物品貸付簿への登録も行っていないものがあつた。(みどり整備課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし